第180号
平成28年10月21日発行

横浜 西だより

発　行
(公社)神奈川労務安全衛生協会
横浜西支部 事務局
横浜市戸塚区吉田町631
元町清水ビル203号
TEL 045-864-5354
FAX 045-864-5022
編　集
横浜西支部広報部会

平成28年度
全国労働衛生週間横浜西地区推進大会

安部監督署長挨拶

特別講演　森真一氏

去る9月9日（金）、横浜西地区労働災害防止団体連絡協議会主催による平成28年度「全国労働衛生週間横浜西地区推進大会」が、男女共同参画センター横浜にて開催されました。横浜西労働基準監督署より安部昭彦署長、永瀬仁安全衛生課長のご臨席を賜り、本年度のスローガン『健康職場 つくる まもるは みんなが主役』のもと、盛大に挙行されました。

主催者代表として、当協会の皆川亮太支部長の挨拶、次に主唱者として、安部署長のご挨拶を頂きました。各事業場では、改正労働安全衛生法でのストレスチェックの実施により過重労働からの健康障害を防止するためのメンタルヘルス対策の充実を図ること、また危険・有害な化学物質のリスクアセスメントの実施により化学物質管理を確実に行い、業務上疾病の発生を未然防止することなどにより、労働衛生管理の向上を図っていただきたいとのお話がありました。

引き続き、功労者表彰が行われ、当協会長表彰3名、建設業労働災害防止協会横浜西分会長表彰3名、計6名の方に授与されました。

来賓挨拶では横浜西地域産業保健センターの鈴木正比古センター長よりセンターの役割についてのご紹介とロコモティブシンドロームのご説明をいただきました。ロコモティブシンドロームとは運動器の障害のために移動機能の低下をきたした状態をいい、その対策として、暮らしの中に運動習慣を取り入れ、正しい食生活を送ることで健康寿命を延ばしてほしいとのご説明がありました。

その後、永瀬安全衛生課長より全国労働衛生週間実施要綱について詳細なご説明がありました。全国労働衛生週間の目的は「国民の労働衛生に関する意識の高揚」および「職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保すること」です。安全は目に見えるが衛生は目に見えにくいことから、各事業場の管理体制・管理活動が一層大切なので、準備月間と本週間の実施事項を通じて事業場の安心安全のかたちを実現してほしいとのお話がありました。

特別講演では、講師として株式会社ヒューマンパワー・リサーチ代表取締役社長の森真一氏をお迎えし、「人間を育てる！ヒューマンパワーコーチング」～心と体の管理を含めた人間的魅力の高め方～というテーマでご講演を頂きました。

森氏は、人間力（ヒューマンパワー）の基本となるものは心と体の健康が基本となること、「コーチング」とは相手に教えることではなく潜在的な能力を引き出す支援をすることであることとご説明されました。コーチングスキル（傾聴・承認・質問）と助言によって相手の潜在的人間力を引き出し、人間力を高め、人間関係を良好にすることが成功に大きな影響を与えるとご講演されました。

最後に、神奈川県タクシー協会横浜西支部ブロックの漆原ブロック長の閉会挨拶をもちまして、出席者一同、全国労働衛生週間への決意を新たに閉会いたしました。

（KIホールディングス㈱　土生 明永）

受賞紹介

受賞おめでとうございます。過日、男女共同参画センター横浜にて開催されました下記の大会において、次の方々が表彰されました。受賞にあたり心よりお祝い申し上げます。

「平成28年度全国安全週間横浜西地区推進大会」

(1) 無災害優良事業場表彰

① 新和電機株式会社
② 住電資材加工株式会社 横浜事業部
③ 住友電工テクニカルソリューションズ株式会社 横浜地区
④ 日本自働精機株式会社
⑤ 東邦アルミ建材株式会社
⑥ 平井工業株式会社
⑦ 株式会社保土ケ谷技研
⑧ 株式会社ミツバ 横浜研究開発センター
⑨ ヨコキ株式会社

(2) 安全功労者表彰

① 黒岩 仁　氏　（横浜環境保全株式会社 瀬谷営業所）
② 武田 政美氏　（住友電気工業株式会社 横浜製作所）
③ 中村 礼子氏　（東邦アルミ建材株式会社）
④ 岡本 大介氏　（株式会社大協製作所）

「平成28年度全国労働衛生週間横浜西地区推進大会」
衛生功労者表彰

① 高瀬 幹夫氏　（住友電気工業株式会社 横浜製作所）
② 上野 雄一氏　（日本自働精機株式会社）
③ 岸中 好之氏　（株式会社ブリヂストン 横浜工場）

衛生功労者表彰

平成28年度 横浜西支部主要行事予定

10月	28日（金）	＜産業保健研修会＞
11月	9日（水）	＜第2回リスクアセスメント実務研修会＞
	15日（火）	神奈川労務安全衛生大会
	24日（木） 25日（金）	＜第2回安全衛生推進者養成講習＞ 〔2日間〕

12月	2日（金）	第2回労務管理講習会
	14日（水）	＜挟まれ巻き込れ防止研修会＞
1月	6日（金）	安全祈願、新春経営者セミナー、新年賀詞交換会
2月	8日（水）	第2回KYT講習会

＜　＞：藤沢支部との共催事業

会員入会事業場紹介

新しく入会された事業場を紹介します。

平成28年度

①	株式会社横浜神奈交バス中山営業所	旅客自動車運送業

新規会員募集

横浜西支部では、地域内(戸塚区、栄区、泉区、保土ヶ谷区、瀬谷区、旭区)にある事業場で、当協会に未加入の事業場等に対して加入促進活動を行っております。
近隣で又は、お知り合いで未加入事業場がございましたら事務局まで是非ご紹介ください。
（事務局 TEL 045-864-5354　FAX 045-864-5022）

監督署からの情報

～平成29年1月1日より 改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法が施行されます～

～トモニン～
「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマーク

1仕事と介護の両立支援制度の見直し

	改正内容	現　行	改正後
1	介護休業の分割取得	対象家族1人につき、通算93日まで原則1回に限り、取得可能	対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として、介護休業を分割して取得可能
2	介護休暇の取得単位の柔軟化	1日単位での取得	半日（所定労働時間の2分の1）単位での取得が可能
3	介護のための所定労働時間の短縮措置等	介護休業と通算して93日の範囲内で取得可能	介護休業とは別に利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能
4	介護のための所定労働時間の制限（残業の免除）	なし	対象家族1人につき、介護終了まで利用できる所定外労働の制限を新設
5	有期契約労働者の介護休業の取得要件の緩和	①当該事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること②休業開始予定日から93日を経過する日以降も雇用継続の見込みがあること③93日経過日から1年経過する日までの間に更新されないことが明らかである者を除く	以下の要件に緩和 ①申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること②介護休業を取得する日から9か月経過する日までの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと

2仕事と育児の両立支援制度の見直し

	改正内容	現　行	改正後
1	子の看護休暇の取得単位の柔軟化	1日単位での取得	半日（所定労働時間の2分の1）単位での取得が可能
2	有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和	①当該事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること②子が1歳以降も雇用継続の見込みがあること③子が2歳までの間に更新されないことが明らかである者を除く	以下の要件に緩和 ①申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること②子が1歳6か月になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと
3	育児休業等の対象となる子の範囲	法律上の親子関係である実子・養子	特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も新たに対象
4	妊娠・出産・育児休業・介護休業等をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備 ※男女雇用機会均等法の改正内容も含む	事業主による不利益取扱い（就業環境を害することを含む。）は禁止	・左記に加え、上司・同僚からの妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等を防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務付け ・派遣先で就業する派遣労働者については、派遣先を事業主とみなして左記及び上記防止措置義務を適用

詳細については、厚生労働省HPをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html

【お問合せ先】　神奈川労働局雇用環境・均等部指導課　℡045-211-7380

神奈川県最低賃金のお知らせ

―― 必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。 ――

■ 神奈川県最低賃金 ■

時間額 **930円**　　発効日 **平成28年10月1日**

○詳しくは、神奈川労働局労働基準部賃金室（TEL 045-211-7354）又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

労務安全衛生Q&A

横浜西労働基準監督署よりご回答いただきました。

監督業務

Q 労働者と使用者の間で合意したのであれば、神奈川県最低賃金を下回る時間額で給料を支払ってもよいですか?

A 最低賃金額よりも低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。

なお、使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金並びに効力発生年月日を、常時作業場の見やすい場所に掲示する等の方法により労働者に周知する必要があります（最低賃金法第8条）。

最低賃金額との比較方法

1. 時間給の場合 ➡ 時間給 ≧ 最低賃金額
2. 日給の場合 ➡ 日給÷1日の平均所定労働時間 ≧ 最低賃金額
3. 月給の場合 ➡ 月給÷1か月の平均所定労働時間 ≧ 最低賃金額

▼最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

安全衛生業務

Q 『ストレスチェック』結果の保存を、ストレスチェックを実施した外部機関に委託する場合、毎年委託先を変更する時は、記録の保存場所が毎年異なることになるのでしょうか?

A 外部機関の委託先が変われば、それぞれの外部機関が実施した分のストレスチェック結果をそれぞれの機関で保存することになります。

なお、外部委託した場合でも事業場の産業医が共同実施者になっていれば、その産業医が保存することも可能であり、また、その産業医の他に実施事務従事者（事業場内の衛生管理者等）がいれば、その者が保存することも可能です。

このため、産業医や実施事務従事者に保存させることとして、各事業場において毎年の結果の記録を保存することも可能です。

～小規模事業場の事業者・労働者の皆さまへ～

横浜西地域産業保健センターをご活用ください

産業保健サービスを【無料】で受けられます

横浜西地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを【無料】で提供しています。

事業者には、労働安全衛生法に基づいた健康診断などの実施義務があります。しかし小規模事業場の事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを十分に提供することが困難な状況にあります。そこで、こういった小規模事業場の事業者とそこで働く労働者が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、都道府県ごとに、地域に根付いた地域産業保健センター制度が設けられています。

〔協力：神奈川県医師会〕

サービス内容

(1) 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取

労働安全衛生法に定められている健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、その健康を保持するために必要な措置について医師から意見を聴くことができます。

(2) 時間労働者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、疲労の蓄積状況の確認など医師による面接指導を行います。

※上記の実施は、労働安全衛生法により事業者に義務付けられています。
※その他に下記のサービスと、高ストレス者の産業医面談も対応中です。

(3) 脳・心疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

(4) メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

(5) 事業場訪問による各種産業保健サービス

▼健康相談・面接指導 利用申込書

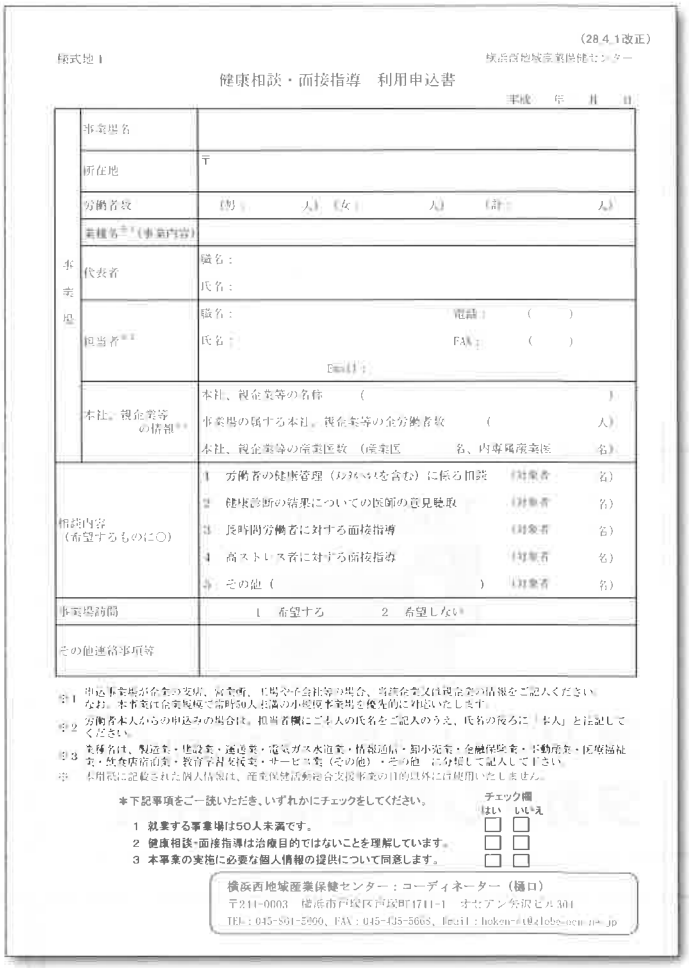

様式第1　　(28.4.1改正)　　横浜西地域産業保健センター

健康相談・面接指導　利用申込書

平成　年　月　日

事業場	事業場名	
	所在地	〒
	労働者数	(男)　人) (女)　人) (計)　人)
	業種名※1(事業内容)	
	代表者	職名： 氏名：
	担当者※2	職名：　電話：　(　) 氏名：　FAX：　(　) Email：
	本社、親企業等の情報※3	本社、親企業等の名称　(　) 事業場の属する本社、親企業等の全労働者数　(　人) 本社、親企業等の産業医数　(産業医　名、内専属産業医　名)
相談内容(希望するものに○)		1　労働者の健康管理(カウンセリングを含む)に係る相談　(対象者　名) 2　健康診断の結果についての医師の意見聴取　(対象者　名) 3　長時間労働者に対する面接指導　(対象者　名) 4　高ストレス者に対する面接指導　(対象者　名) 5　その他(　)　(対象者　名)
事業場訪問		1　希望する　2　希望しない※
その他連絡事項等		

※1　申込事業場が企業の支店、営業所、工場等子会社等の場合、当該企業又は親企業の情報をご記入ください。
なお、本事業は企業規模で常時50人未満の小規模事業場を優先的に対応いたします。

※2　労働者本人からの申込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名をご記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。

※3　業種名は、製造業・建設業・運送業・電気ガス水道業・情報通信・卸小売業・金融保険業・不動産業・医療福祉業・飲食店宿泊業・教育学習支援業・サービス業(その他)・その他　に分類して記入してください。

※　本用紙に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外に使用いたしません。

＊下記事項をご一読いただき、いずれかにチェックをしてください。

	チェック欄 はい	いいえ
1 就業する事業場は50人未満です。	□	□
2 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。	□	□
3 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。	□	□

横浜西地域産業保健センター：コーディネーター(樋口)
〒244-0003　横浜市戸塚区戸塚町4711-1　オセアン矢沢ビル304
TEL：045-861-5600、FAX：045-435-5668、Email：hoken-ct@globe.ocn.ne.jp

上記のご利用に際しましては、下記までご連絡下さい。

〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町4711-1 オセアン矢沢ビル304
横浜西地域産業保健センター　コーディネーター：樋口 義弘
Tel：045-861-5600　Fax：045-435-5668
Email：hoken-ct@globe.ocn.ne.jp

役員・事務局だより

副支部長事業場の芝浦メカトロニクスです。日頃は協会の活動にご理解を賜りありがとうございます。

最近、安全衛生の仕事で嬉しかったことがありました。先日届きました「労務安全衛生かながわ」の中に、「未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」という文言がありましたので、早速厚生労働省のホームページから見たのですが、新規の就労者や経験の浅い作業者への教育に苦慮していた私としましては、「いい物を見つけた」感で一杯になりました。マニュアルと教育用のパワーポイントファイルまで用意されていて、何と親切なことでしょう（別に厚労省にオベンチャラを言うつもりではなく、心底そう思いました。）早速、現場の朝礼で活用しています。

紹介の文章は、「労務安全衛生かながわ」9月号のP25にあります。また、ホームページは「未熟練労働者に対する」と入力すれば探せます。ご参考まで。

（芝浦メカトロニクス㈱　下山 博実）

Takanashi
タカナシ乳業株式会社
タカナシ販売株式会社

次の安全へ。 ミドリ安全 次の安心へ。
ミドリ安全株式会社
〒150-8455 東京都渋谷区広尾5-4-3
TEL.03-3442-8291（代表）
www.midori-anzen.co.jp

KIホールディングス株式会社
取締役社長　掛川　隆
〒244-8569 横浜市戸塚区前田町100番地
TEL 045-822-7101

山崎製パン株式会社
横浜第一工場
工場長　金子　健
〒244-8525 横浜市戸塚区上柏尾町15番地
TEL 045-822-0627